

## 建設業安全衛生推進者能力向上教育(初任時)受講申込書 (兼受講票)

写 真 全面のりづけ  (タテ4cm×ヨコ3cm)  直近3カ月以内の写真 正面、無背景 スナップ写真は不可	(本申込書はコピーしてお使い下さい)		
	フリガナ		
	氏 名	(印)	生年月日 昭和 年 月 日 平成 年 月 日 ○印
住 所	(〒 - )		
	電話 ( ) - FAX ( ) -		
受講資格	受講資格の(1)～(20)のうち ( ) 該当 安全衛生実務経験年数 ( ) 年		
所 属 事業場	事業場名  所在地 (〒 - )  電話 ( ) - FAX ( ) - ※受講票としてFAXしますので、FAX番号をご記入下さい	建災防山形県支部 (いずれか○印)  一般      会員	
事業主 証 明	上記の経験年数が相違ないことを証明します 新元号 年 月 日  代表者名 印		
受講料納入	受講金額 (該当○)	12,650円 振込 予定日 月 日	振込 依頼人名  ※なお、振込手数料は、各自でご負担下さい  <b>○受講取消しによる受講料等の返金は、学科講習日の3日前(土、日、祝日を除く)まで連絡して下さい。それ以降は応じられません。</b> <b>○先に申込書と現金を持参か、申込書を郵送後、振込予定日に入金をお願いいたします。</b>
備 考	○申込書に記載する氏名、生年月日等の項目は、法律で記入する事が定められています。正確に記入して下さい ○記入していただいた氏名、生年月日等は、この講習事業以外は一切使用致しません		
※修了証 交付年月日	新元号	※修了証番号	第 号

**【注意】**  
 受講日当日、本人確認のため「運転免許証・健康保険証・住民票」のいずれかを持参して下さい。身分証を忘れると、受講できません。

### ※建設業安全衛生推進者能力向上教育(初任時) 受講票

※受講番号	日 程	会 場
第 号	新元号1年 6 月 28 日 9:00 ~ 17:15	「建設業技能安全センター・セーフティプラザ山形」 寒河江市大字白岩字久保川原1660 TEL:0237-83-2211 FAX:0237-83-2212

○受講者は当日、この受講票を持参し、8時45分まで会場に集合し受付すること。

会場略図



- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学を含む。）又は高等専門学校（旧専門学校令（明治36年勅令第61号）による専門学校を含む。）を卒業した者（職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）による職業訓練大学校における長期課程（職業訓練法の一部を改正する法律（昭和60年法律第56号）による改正前の職業訓練法による長期指導員訓練課程を含む。）の指導員訓練を修了した者を含む。）で、その後1年以上安全衛生の実務（衛生推進者にあつては、衛生の実務、以下同じ。）に従事した経験を有するもの。
- (2) 学校教育法による高等学校（旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校を含む。）を卒業した者で、その後3年以上安全衛生の実務に従事した経験を有するもの。
- (3) 5年以上安全衛生の実務に従事した経験を有するもの。
- (4) 都道府県労働局長の指定を受けた者が実施した安全衛生推進者養成講習を修了したもの。
- (5) 安全管理者の資格及び衛生管理者の資格を有する者。
- (6) 安全管理者の資格を有する者で、当該資格を取得した後1年以上衛生の実務に従事した経験を有するもの。
- (7) 衛生管理者の資格を有する者で、当該資格を取得した後1年以上安全の実務に従事した経験を有するもの。
- (8) 作業主任者の資格を有する者で、当該資格を取得した後1年以上安全衛生の実務に従事した経験を有するもの。
- (9) 元方安全衛生管理者の資格を有するもの。
- (10) 労働安全衛生法第25条の2第2項の労働省令で定める資格を有する者（ずい道等救護技術管理者講習修了者をいう。）で、当該資格を取得した後1年以上安全衛生の実務に従事した経験を有するもの。
- (11) 労働安全コンサルタント
- (12) 労働衛生コンサルタント
- (13) 昭和49年3月4日付け基発第112号「安全推進員制度及び労働衛生管理員制度について」に基づく安全推進員講習及び労働衛生管理員講習（以下、それぞれ「安全推進員講習」及び「労働衛生管理員講習」という。）を修了した者。
- (14) 安全推進員講習を修了した者で、当該講習を修了した後1年以上衛生の実務に従事した経験を有するもの。
- (15) 労働衛生管理員講習を修了した者で、当該講習を修了した後1年以上安全の実務に従事した経験を有するもの。
- (16) 職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）第9条に定める専門課程の養成訓練（職業訓練法施行規則及び雇用保険法施行規則の一部を改正する省令（昭和60年労働省令第23号）による改正前の職業訓練法施行規則（以下「訓練法規則」という。）別表第一の専門訓練課程及び職業訓練法の一部を改正する法律（昭和53年法律第40号）による改正前の職業訓練法（以下「旧訓練法」という。）第9条第1項の特別高等訓練課程の養成訓練を含む。）を修了した者で、その後1年以上安全衛生の実務に従事した経験を有するもの。
- (17) 職業能力開発促進法施行規則第9条に定める普通課程の養成訓練（訓練法規則別表第一の普通訓練課程及び旧訓練法第9条第1項の高等訓練課程の養成訓練を含む。）を修了した者で、その後3年以上安全衛生の実務に従事した経験を有するもの。
- (18) 農林水産省組織令（昭和27年政令第389号）第209条の水産大学校における正規の課程を修めて卒業した者で、その後1年以上安全衛生の実務に従事した経験を有するもの。
- (19) 自動車整備士技能検定規則（昭和26年運輸省令第71号）第2条の自動車整備士であつて、同規則第6条の2第1項第1号の1種養成施設の課程を修了したもの。
- (20) 水道法（昭和32年法律第177号）第19条に定める水道技術管理者の資格を得るための同法施行規則第13条第3号に定める厚生労働大臣が認定する講習を修了したもの。